

平成23年10月14日
第2326号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県行政組織規則の一部を改正する規則（28・人事課）……………1
- 租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則（29・建築住宅課）……………1

告 示

- 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（425・市町村課）……………2
- 指定施業要件変更予定通知（426・森林整備課）……………2
- 証紙売りさばき場所の変更の承認（427・会計課）……………2
- 建築基準法による道路位置の指定（428・山本地域振興局建設部）……………3
- 建設業の許可の取り消し（429・秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 道路の供用開始（430・秋田地域振興局建設部）……………3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課） 2件……………4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（北秋田地域振興局総務企画部）……………5
- 土地改良区の役員の就任の届出（由利地域振興局農林部）……………6

人事委員会規則

- 人事委員会規則7-46（特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………6

公安委員会告示

- 駐車監視員資格者講習の実施（96・交通指導課）……………6

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年十月十四日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十八号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
第十四条第十五号を次のように改める。

十五 秋田県スポーツ推進審議会 企画振興部スポーツ振興課

第二百四十五条第四項の表第一号中「第四号次長部の項」を「第三号次長部の項」に改め、同表中第五十八号を第五十九号とし、第十一号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一	イメージアップ戦略推進監	広報広聴課イメージアップ戦略推進室	上司の命を受けて、イメージアップ戦略の推進に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
----	--------------	-------------------	--

第二百四十五条第六項中「第五十六号」を「第五十七号」に、「第五十七号及び第五十八号」を「第五十八号及び第五十九号」に改める。

附 則

この規則中第十四条第十五号の改正規定は秋田県スポーツ推進審議会条例（平成二十三年秋田県条例第四十九号）の施行の日から、第二百四十五条第四項の表及び第六項の改正規定は平成二十三年十一月一日から施行する。

租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年十月十四日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十九号

租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法施行細則(昭和四十九年秋田県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第五号中「第六条第一項」の下に「又は第六条の二第二項」を加え、「又はその写し」を「の写し」に改め、同項第六号中「第七条第五項」の下に「又は第七条の二第五項」を加え、「又はその写し」を「の写し」に改め、同項第十六号中「第五号」を「第五号」に、「第二条第三十三号」を「第二条第三十五号」に改め、同条第三項第一号中「第七条第五項」の下に「又は第七条の二第五項」を加え、「又はその写し」を「の写し」に改める。

第十三条第一項中「若しくは第三十九条の七第九項」を削り、同条第二項第五号中「第六条第一項」の下に「第六条の二第二項」を加え、「又はその写し」を「の写し」に改め、同項第七号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同項第八号中「同条第二項第三号」を「同条第二項第一号」に改める。

第十四条第一項中「又は第三十九条の七第十一項」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、住民票、身体障害者手帳その他法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした個人又はその者と同居を常況とする者が老齢であり、又は身体上の障害があることを証する書類を添付しなければならない。

第十五条第一号中「又は第三十九条の七第九項」及び「の要件」を削る。

第十六条第一号中「又は第三十九条の七第十一項」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第四百二十五号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十八年秋田県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第四十八号)の施行の日(平成二十三年十月十四日)から施行する。

平成二十三年十月十四日

秋田県知事 佐竹 敬 久

第一第六十号の表を次のように改める。

	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
一	大館市、由利本荘市、大仙市、にかほ市	平成十八年四月一日
二	三種町	平成十八年十月一日
三	横手市	平成十九年四月一日

秋田県告示第426号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年10月14日

秋田県知事 佐竹 敬 久

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年9月5日農林省告示第889号、昭和41年8月26日農林省告示第1013号(1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、山本地域振興局農林部及び雄勝地域振興局農林部並びに湯沢市役所及び八峰町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第427号

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第57条第3項の規定により、次のとおり証紙売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成23年10月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	
	変 更 後	変 更 前
由利本荘市荒町峙台1番地1 秋田しんせい農業協同組合	由利本荘市岩城内道川字新鶴潟50 (由利本荘市役所 岩城総合支所内) 岩城支店	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 番外地 岩城支店

秋田県告示第428号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成23年10月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
能代市上町1番3号 能代市長 齊藤 滋宣	能代市二ツ井町字下野川 端25番33、25番37、25番 38	35メートル	4.00～4.95 メートル	平成23年9月30日

秋田県告示第429号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年10月4日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社数寄屋建商
秋田市寺内油田二丁目8番13号
代表取締役 佐々木 鉄 郎
秋田県知事許可（般-22）第3079号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年10月4日付で建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年10月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田天王線	秋田市山王五丁目138番地先から山王三丁目102番地先まで

- 2 供用開始の期日 平成23年10月14日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成23年10月14日から同月27日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年9月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ヒューマントラスト研究所
- 3 代表者の氏名
齋 藤 浩 英
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県大仙市大曲浜町7番39号
- 5 定款に記載された目的
(変更前)この法人は地域住人に対して、「社会適応力の養成」、「人格形成」、「職業能力の養成・開発・訓練」に関する事業を行い、心身ともに健全な社会人を育成し、人生の生きがい、やりがいを構築するとともに地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
(変更後)この法人は「人口減少に歯止め」をテーマに、地域住人に対して次の2つの事業を展開していくことから地域社会を活性化し、発展させていくことを目的とする。
 - (1) 有能な人材を発掘し、育成していくため、「社会適応力の養成」、「人格形成」、「職業能力の養成・開発・訓練」等の事業を行い若者の定着化を図る。
 - (2) 少子化問題の大きな要因となっている「晩婚化」、「未婚化」の進行を食い止めるため、結婚の推進・支援及び結婚生活の相談事業を行う。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 目的
 - (2) 事業
 - (3) 会員の種別
 - (4) 入会金及び会費
 - (5) 総会の権能

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年9月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 花岡平和記念会
- 3 代表者の氏名
川 田 繁 幸
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県大館市
- 5 定款に記載された目的
この法人は、第2次世界大戦中にひき起こされた中国人強制連行による「花岡事件」をとおして、加害の地である大館の市民が、この事件を風化させることなく、この地に在住する人々が自ら積極的に平和を希求し、それを具現化する「花岡記念館」を建設し、そこでの活動を基調として日中の平和と交流に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容

- (1) 特定非営利活動の種類およびその事業の種類
- (2) 資産の区分
- (3) 会計の区分

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤（固形剤散布用塩）500kg詰袋入（単価契約） 3,500トン
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成24年3月31日（土）まで
- (4) 納入場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で入札に参加を希望する者は、秋田県物品等調達支払管理システムにて業者登録申請を行い、次の場所へ関係書類を提出し、平成23年10月31日（月）までにその登録を完了すること。
郵便場号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2740）

3 契約条項を示す場所等

契約条項については、平成23年10月14日（金）から同年11月24日（木）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1317078964876/index.html>】に掲載する。

4 入札説明書及び仕様書等の配布

入札説明書、仕様書、その他様式については、平成23年10月14日（金）から同年11月24日（木）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1317078964876/index.html>】に掲載し、配布する。

5 入札執行の日時及び場所

平成23年11月24日（木）午前10時

秋田県北秋田市鷹巣字東中岱76-1 秋田県北秋田地域振興局3階大会議室

6 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法
入札金額は、500キログラム当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased:anti-freezing agents 3,500 t
- 2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 24 November, 2011
- 3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Kitaakita Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 76-1 Higashinakatai, Takanosu, Kitaakita City, Akita Prefecture 018-3393, Japan TEL 0186-62-1251

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、内越土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

由利本荘市赤田字金山16番地

加 藤 英 一

人事委員会規則

人事委員会規則七十四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十四日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七十四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

規則七十四六（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「同条」を「条例第二十五条」に改め、同条第一号中(五)を(六)とし、(二)から(四)までを一つずつ繰り下げ、(一)の次に次のように加える。

(二) 災害応急作業等手当（条例附則第三項各号の作業に係るものに限る。）

第二十一条第二号(七)中「災害応急等作業手当」を「災害応急作業等手当」に改め、同条第四号(三)及び第五号中「第十九条第一項第二号」の下に「及び条例附則第三項各号」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則七十四六（特殊勤務手当）の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第96号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定に基づき公示する。

平成23年10月14日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

1 実施日時

(1) 講習

平成23年11月17日（木）及び同月18日（金）の午前9時から午後5時30分まで

(2) 修了考査

平成23年11月25日（金）午前9時から同10時まで

2 実施場所

秋田市八橋字下八橋191 秋田県警察本部交通機動隊

3 受講申込方法等

(1) 申込期間

平成23年10月20日（木）から同年11月10日（木）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休

日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除く。)

(2) 申込場所(問い合わせ先)

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部交通部交通指導課指導取締係
(電話018-863-1111内線5125)

(3) 申込方法

次の書類等を前記(2)の申込場所に申込者本人が直接持参して申し込むこと。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真(縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル。裏面に氏名記載のこと。) 1枚

ウ 運転免許証等顔写真が貼付された身分を証明するもの

(4) 講習手数料

19,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

正 誤

平成23年9月30日(第2322号)公布の秋田県規則第27号(家畜防疫衛生事務に関する知事の権限を家畜保健衛生所長に委任する規則の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

1ページの終わりから12行目から9行目までを次のように改める。

条第一項に、「報告」を「家畜の伝染性疾病を予防するために必要な事項についての報告」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十五号を同項第十八号とし、同項第十四号中「検査等」を「検査、注射、薬浴又は投薬」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号を同項第十六号とし、同項第十二号中「施設」を「要消毒倉庫等」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

1ページの終わりから5行目から3行目までを次のように改める。

を「要消毒倉庫等の」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号中「患畜等」を「患畜若しくは疑似患畜又は指定家畜」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「制限し、」の下に「又は」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号